



最新の賃貸経営お役立ち情報

USAGI通信

No. 565 2011年10月31日

賃貸住宅管理業者登録制度について

株式会社学生ハウジング

石本 浩治

国土交通省は9月30日、賃貸住宅管理業者、サブリース事業者を対象とする「賃貸住宅管理業者登録制度」を国土交通省告示において規定し、公布を行いました。本制度の施行は今年の12月1日となります。

今回公布されたのは、登録に関し必要な事項を定める「賃貸住宅管理業者登録規程」、登録事業者が遵守すべき一定のルールを定める「賃貸住宅管理業務処理準則」、各種申請様式、Q&Aとなっております。

◆本制度の目的

本制度は、賃貸住宅の管理業務の適正な運営を確保し、賃貸住宅管理業の健全な発達を図り、もって賃貸住宅の賃借人等の利益の保護に資することを目的としております。

◆制度の概要

- (1) 賃貸住宅管理業者は、国土交通省の備える登録簿に登録を受けることができる。
- (2) 登録業者は、業務処理準則（管理対象や契約内容の重要事項を貸主へ説明すること等の一定のルール）を遵守する。
- (3) 登録事業者が業務処理準則に違反した場合などは、勧告や登録抹消等の対象となる。
- (4) 国土交通省は、登録業者名等を記載した登録簿を一般の閲覧に供する。

◆スケジュール

告示公布 平成23年 9月30日

告示施行 平成23年12月 1日

賃貸管理における法規制が無い中、今回の任意登録制度がスタートすることにより、今後はますます管理会社の重要性が高まることとなります。